

芦屋港レジャー港化の実施方針について

1 主 旨

芦屋港レジャー港化事業については、砂像展示施設の整備が取りやめとなったことに伴い、あらためて導入機能や事業範囲を検討するため、令和7年度民間活力導入可能性調査を行ってきたところです。

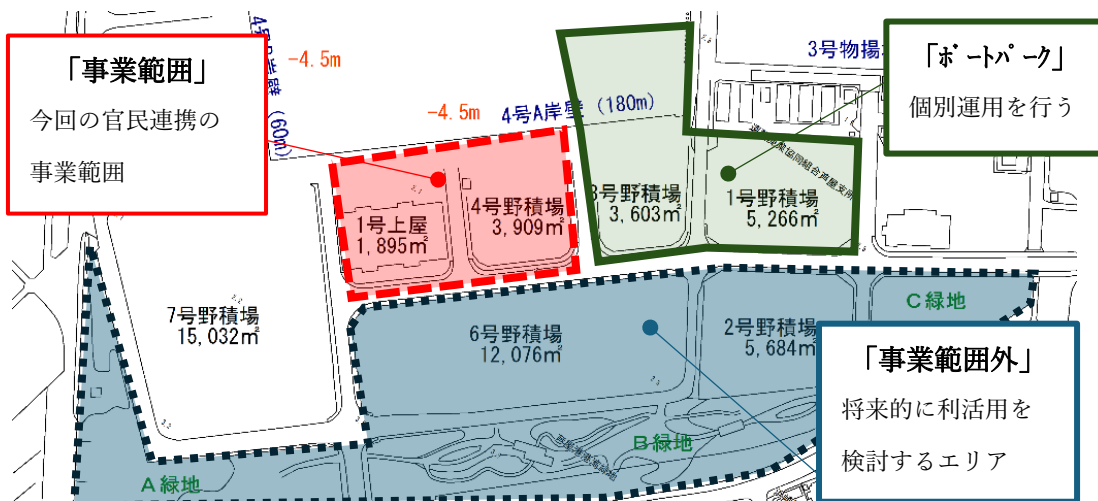
当該調査において、民間事業者に対して意見聴取・個別対話（以下、「サウンディング」という。）を行うことで、民間事業者の意見を踏まえた利活用方針、実現可能な事業手法や事業スキームを検討しました。

このため、芦屋港レジャー港化における導入機能や事業範囲、事業手法等の実施方針について審議いただき、令和8年度に芦屋港活性化基本計画の見直しに着手するものです。

2 実施方針

追加サウンディング調査の結果を勘案し、導入機能や事業範囲については、以下の内容を基本として「芦屋港活性化基本計画」の見直しを進めます。

	対象施設	導入機能・考え方	手法
事業範囲	1号上屋	飲食直売、サイクルステーション 観光案内、屋内遊び場、交流スペース	DBO 若しくは PFI-RO
	4号野積場	広場、駐車場	
	岸壁	プロムナード	
事業範囲外	2号野積場	現時点で事業範囲には含めないが、周辺施設の状況を踏まえながら、利活用について引続き検討を行う(事業化時期は未定)	/
	6号野積場		
	緑地(A~C)		
	ボートパーク		



3 今後の課題の整理

(1) 概算事業費等の検討

社会情勢や経済情勢の変化は、今後も不透明な状況が続くと思われる。施設整備費、維持管理・運営費等については、今後作成する要求水準書に合わせて、昨今の資材高騰や労務単価の上昇等も踏まえて、精査及び検討を行う必要がある。

(2) 要求水準書の検討

次年度以降事業者を募集するにあたり、要求水準書の作成を行う。要求水準は入札参加者に対して町の意図を示すための最も重要な基準となるもので、施設内容やサービスの質、効率性に大きな影響を及ぼすため、詳細な検討・整理が必要である。

(3) 情報提供

(1) (2)を進めるにあたり、民間への情報提供や対話といった官民コミュニケーションが欠かせない。そのため、早い段階から可能な範囲で事業に係る情報公開を進めるとともに、適宜市場調査等を実施するなど、確実に事業を推進できるよう努めていく必要がある。

4 スケジュール

令和8年	3月中旬～	推進本部・推進委員会（事業方針の決定）
	5月下旬～	官民連携アドバイザー業務委託の契約締結
	6月中旬～	民間事業者公募資料の作成 芦屋港活性化基本計画の見直し作業 ※適宜民間対話を実施する。
	8月下旬～	推進本部・推進委員会（見直計画（素案））
	9月中旬～	議会報告（見直計画（素案）） パブリックコメント
	11月上旬～	推進本部・推進委員会（見直計画・実施方針）
	12月上旬～	実施方針・要求水準書（案）の公表
令和9年	3月中旬～	民間事業者の募集開始

※ 実施する官民連携手法により手続きが異なるため、内容及びスケジュールは変更となる場合があります。